



高石政秘第637号
平成30年3月6日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 山 崎 弦 一 様
大 阪 南 地 域 協 議 会 様
議 長 清 水 俊 雅 会 様
泉 州 地 区 協 議 会 様
議 長 野 内 克 則 様

高石市長 阪 口 伸 木



2018(平成30)年度 政策・制度予算に対する要請について(回答)

みだしの要請につきまして、別紙のとおり回答いたします。

2018年度 大阪府政策・制度予算要請

〔(★) は重点項目・15項目〕

1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 良質な雇用・就労支援の充実・強化について (★)

<補強>

①大阪雇用対策会議の定例開催について〔大阪市、堺市〕

大阪版地域雇用戦略会議に位置づけた「大阪雇用対策会議」は、大阪府のイニシアチブで進められるが、関係団体が有機的連携をはかり、働き方改革や雇用形態の多様化に伴う処遇格差の改善など、幅広く実効性ある雇用対策に取り組むこと。

<補強>

(2) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

(回答)

本市におきましては、高石商工会議所及び池田泉州銀行との産業振興連携協力事業の一環として、大学卒業予定者から概ね34歳までの若年求職者の方などを対象に、マッチングの促進や市内企業の人材確保を図ることを目的に、平成27年度より「たかいし合同企業説明会」を実施しております。

また、平成29年度よりハローワーク泉大津と共催で、子育て世代の女性を対象としたマザーズ就活準備セミナー及び出張マザーズコーナーを開催しており、結婚・出産等で離職した女性の再就職支援に努めております。

<補強>

(3) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

(回答)

大阪府や商工会議所等と連携を図り、適切な支援を講じてまいります。

<継続>

(4) 地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

(回答)

就労支援センターにおいては、ハローワーク等関係機関との連携を密にし、支援の充実に取り組んでいるところです。

また、平成21年度より泉大津市、忠岡町等と連携し「泉北就職情報フェア」を開催しており、就職面接会に加え、職業適性診断、障がい者職業相談を実施し、また高齢者を対象としたシルバー人材センター等のコーナーを設けるなど、あらゆる就職困難者に対する広域的な支援に取り組んでおります。

<継続>

(5) 生活困窮者自立支援の充実・強化について〔一般市・島本町〕

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけでなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験先や認定就労訓練事業所等を確保するなど、生活困窮者自立支援事業を強化すること。また、要支援者は高齢者層の疾病や低収入・就労困難など、複合的な問題が起因していることから、タイプ別課題に応じた細やかな支援体制を構築すること。

(回答)

本市の生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業は、高石市社会福祉協議会に業務委託しており、社会福祉協議会内に相談窓口を設け、主任相談員、相談支援員各1名を配置し、様々な相談に対応するため、関係各課や各機関とも連携し、支援体制をとっています。

なお、生活困窮に陥っている相談者の就労支援につきましては、相談開始時より本市就労支援員が個別に対応し、市内福祉団体等の協力を得て、関連作業所や大阪府並びにハローワークなどが実施している事業への参加を案内しています。

<継続>

(6) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

(回答)

労使間のトラブルについては、労働基準監督署及び大阪府総合労働事務所へ取次ぎを行っております。

<補強>

(7) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

(回答)

労務管理の指導やワークルールの遵守について、チラシの配布、広報紙への掲載等を行うことにより周知に努めてまいります。

<補強>

(8) 女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

平成29年度よりハローワーク泉大津と共催で、子育て世代の女性を対象としたマザーズ就活準備セミナー及び出張マザーズコーナーを開催しており、結婚・出産等で離職した女性の再就職支援に努めております。

また、平成29年3月に、女性活躍推進法に基づく「高石市女性活躍推進計画」を包含した「第2次高石市男女共同参画計画」を策定いたしました。今後毎年、庁内関係各課に進捗状況を調査し、取りまとめてまいります。

<新規>

(9) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

平成29年度よりハローワークと共催で、女性を対象に「仕事と育児の両立」をテーマとした啓発セミナーを実施いたします。今後も、あらゆる労働者の仕事と生活の調和に向け、施策を充実してまいります。

また、平成29年3月に策定した「第2次高石市男女共同参画計画」に基づき、あらゆる分野における男女共同参画の実現にむけ、啓発等各種施策に取り組んでまいります。

<新規>

(10) 治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

(回答)

厚生労働省の定める「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づき、ハローワーク等関係機関と連携をはかり、適切な支援に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

<補強>

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげる。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

(回答)

泉州9市4町では、平成30年度に(仮称)泉州観光DMOを立ち上げることに向け、各市町で調整を行っているところです。この組織は、官・民・学の連携により、観光地域づくりの舵取り役を担ってゆく組織であり、ここが主体となり、観光客の利便性を高められる取組みを行ってゆけるよう検討を重ねております。

宿泊施設におきましては、平成30年に民間業者による宿泊施設が新たに高石市内に開業する予定です。

外国人観光客のマナー向上に関しましては、より多くの外国人観光客の方にも国内でのマナー等をご理解いただけるよう、案内を多言語表記することを検討しているところです。

<補強>

(2) 新たな産業育成に向けた医療・介護ロボット事業の強化(★)〔大阪市、北大阪地区〕

政府で「ロボット技術の介護利用における重点分野」では、開発支援や実証が計画されている。これらの事業に府域の企業等との連携で新たな産業育成による市場拡大が見込ま

れるロボット関連産業に重点投資を行い、活性化につなげること。

(3) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①付加価値の高いものづくり事業の強化について

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

(回答)

本市域の約半分は臨海工業地帯であり、石油・化学製造業や金属製造業を中心とした製造業が操業しております。工業専用地域・準工業専用地域においては、企業の設備投資を促進するため企業立地等促進制度により固定資産税等の軽減を行うなど取り組んでいます。

<継続>

②TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

(回答)

本市企業立地等促進制度により、市内製造業者の生産性向上につながるよう支援を継続してまいります。また、TPPについては、今後の動向に注視してまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(回答)

中小企業振興支援施策として、大阪府制度融資等を利用している事業者に対し利子補給金交付制度を実施しており、今後も本制度を実施してまいりたいと考えております。

<補強>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

(回答)

大阪労働局や労働基準監督署と連携を図り、支援施策の周知に取り組んでまいります。

<継続>

(4) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(回答)

本市におきましては、平成 24 年度より庁舎清掃管理業務委託について、価格評価、技術的評価（研修体制、履行体制、品質保証）、公共性評価（障がい者雇用、子育て支援等・男女共同参画、環境配慮）の 3 項目による総合評価競争入札を実施しております。

公契約条例等については、国や大阪府等の動向を注視しながら、調査研究してまいります。

<継続>

(5) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

(回答)

下請二法の取り締まりにつきましては、公正取引委員会と中小企業庁が行っておりますが、関係機関と連携しながら周知徹底に努めてまいります。

<継続>

(6) 非常時における事業継続計画 (BCP) について

業務継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

市のBCPについては、平成29年度中の策定を予定しております。

また、商工会議所においてBCP策定セミナーを実施しております。今後も、中小企業のBCP策定に向け、支援機関のセミナー等を本市ホームページ、広報等で周知に努めてまいります。

<新規>

(7) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、産業振興と雇用創出を図るため、平成29年4月より企業立地等促進制度を改正し支援内容を拡大したところです。

大阪産（もん）については、大阪産（もん）認定事業者へ市内イベントに出展いただくともに、ポスター掲示やホームページ等にてPRに努めております。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<補強>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

(回答)

2018年度からの第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定において、地域包括ケアシステムの更なる充実を検討しているところであり、計画策定委員会には委員として被保険者にもご参加いただいております。また、医療と介護の連携において、顔の見える関係づくりに力を入れており、多職種研修会や認知症に関するフォーラムなどを開催し、介護事業者や市民に対し、広く周知を図る機会を設けております。今後も、住民にわかりやすい形での周知啓発に努めてまいります。

<補強>

(2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

(回答)

大阪府が策定する「健康づくり関連4計画」の内容をふまえ、本市においても健康寿命の延伸に向けての取組みを強化してまいります。

<新規>

(3) がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

厚生労働省の定める「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づき、ハローワーク等関係機関と連携をはかり、適切な支援に努めてまいります。

また、がん検診の受診率向上に努めると共に、精密検査やその後の治療が必要となった方への支援を検討いたします。また、各種健診の待ち時間等をうまく活用し、がんに関する情報提供を実施するほか、教育の場面（小中学校など）での啓発事業の実施についても検討してまいります。

<補強>

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

(回答)

介護報酬改定に係る処遇改善加算の要件に基づき適切な運用を事業者等に周知徹底してまいります。

また、現在も実施している多職種連携研修を継続し、介護事業所、医療機関、地域住民、行政機関の顔の見える関係づくりを強化し、介護人材の離職防止、ひいては定着につながるよう努めてまいります。

(5) インクルーシブ（包摂的）な社会の実現にむけて

<補強>

① 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

(回答)

虐待事案が発生した場合の緊急避難場所として、近隣市町の施設にご協力いただけるよう連携してまいります。その後のケアについては、障害福祉サービスを利用することにより本人の生活の安定をはかるとともに、大阪府や関係機関と連携し、見守り等の支援体制をとるよう努めてまいります。また、虐待防止の研修にも努めてまいります。

<補強>

②障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。

*検討中(2017年4月1日現在)

守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

(回答)

平成29年4月から自立支援協議会にて障害者差別解消支援地域協議会の役割を果たしております。今後も関係機関で連携しながら、差別解消に向けて問題解決を図ってまいります。

(6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて(★)

<継続>

①全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

(回答)

「高石市子ども・子育て支援事業計画」について、平成29年度に子ども・子育て会議を開催の上、必要な見直しを行ってまいります。

<補強>

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

(回答)

待機児童数につきましては、国の調査要領に基づき調査をしています。

現在、コンパクトな市域に認定こども園などの保育施設が11か所あり、これまでも保育所民営化に伴う園舎建て替えの際や、幼保連携型認定こども園移行の際に保育利用（2号・3号認定）児童の入所枠拡大に積極的に取り組んでまいりました。

今後さらに増大する保育ニーズへの対応や保育環境の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

<補強>

③病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。

(回答)

本市において、これまでも市内の各保育所・認定こども園におきまして、体調不良児対応型病児保育事業を実施しておりましたが、これに加え、平成28年度より、病児対応型病児保育事業として、児童の自宅で保育する訪問型病児保育及び、病児保育室で保育する施設型病児保育を行っております。今後とも引き続き子育て家庭を支援し、児童の健全な育成を図ってまいります。

<補強>

(7)子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。

子どもの学習支援につきましては、平成28年度より生活困窮者自立支援制度における任意事業として、生活困窮者家庭の子どもに対して、学習支援事業を実施しており、今年度につきましても、実施しております。

また、被虐待児童の自立支援については、引き続き大阪府岸和田子ども家庭センターをはじめとする関係機関等と連携し、児童の継続的な安全確認と保護者への支援を行い、児童福祉の向上を図ってまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必

要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。

※枚方市：4年生まで拡充。高槻市：小学校全学年に拡充。

泉佐野市：今年度より小学校6年生まで拡充。

堺市：独自の少人数教育（小学校3～6年生を38人学級）。

※豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町は、独自で職員数を確保。

(回答)

本市では現在、少人数指導の充実として市独自予算で非常勤教員を配置し、学力を高める取り組みを実施しています。今後は、非常勤教員の配置による効果等を検証し、市独自予算の有効な活用について研究してまいります。なお、定数改善についての大阪府や国への要望は、今後も継続してまいります。

<補強>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

(回答)

奨学金制度については、制度の充実を鑑み、今後も大阪府や国への要望を継続してまいります。

<補強>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

(回答)

労働教育の必要性を認識し、小中学校における発達段階に沿ったキャリア教育の取り組みを推進してまいります。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

①女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

(回答)

平成29年3月策定の「第2次高石市男女共同参画計画」には、「高石市DV防止基本計画」を包含して策定しました。DV防止にかかる取組の推進、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成にむけより一層努めてまいります。

「女性に対する暴力をなくす運動」については、国や大阪府発行の啓発ポスターやリーフレットを掲示・配架し、本市の広報紙や市ホームページにおいても周知に努めるとともに、市役所ロビーにて「女性と人権パネル展」を開催しております。

被害者支援としては、女性相談等各種窓口による相談支援を行なうとともに、ケースに応じて所轄警察や関係機関、関係各課と連携を取りながら、支援体制のより一層の充実に努めてまいります。

<補強>

②差別的言動の解消〔大阪市以外〕

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

(回答)

特定の人種や民族を差別する「ヘイトスピーチ」は極めて重大な人権侵害行為であると認識しており、昨年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が公布・施行された事は、ヘイトスピーチ関連の施策が法的な根拠を伴った実効性のあるものとなるという意味で大変意義深い事であると考えております。

しかし、憲法で保障された「表現の自由」との兼ね合いやインターネット等からの呼びかけに対する全国的な行動に対しては、全国的に統一した対応が必要であると考えており、大阪府や大阪府市長会を通じて、実効性のある取り組み指針の策定を国に要望してまいります。

なお、本市におきましては、本年も職員研修を行い本法律について職員に周知をいたしましたが、今後とも関係機関と連携を図りながら地域の実情に応じた啓発等の対応を検討してまいりたいと考えております。

<新規>

③部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

(回答)

高石市事業所人権教育推進連絡会を通じて、公正採用についてのリーフレットの配布など、周知に努めているところです。また、例年6月には大阪府の就職差別撤廃月間の街頭啓発キャンペーンを実施しております。

部落差別解消法については広報紙や市ホームページ等にて市民に広く周知するとともに、教育・啓発・相談体制等について、これまで本市で取組んできた施策を今後も充実させて参りたいと考えております。

<継続>

(5) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないように改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

(回答)

本市における一般財源のなかで税収入については、減少傾向にあります。法人市民税法人税割の税率の引き下げなど税制改正等に伴い、今後も税収減が見込まれることから、十分な減収補填等対策を講じるよう改めて協議会等を通じて国に要請してまいります。

<継続>〔大阪市〕

(6) 「副首都化」や大阪市廃止・分割構想について

副首都推進本部では、副首都・大阪や副首都にふさわしい新たな大都市制度について議論されている。大阪市廃止・分割構想は、2年前に「住民投票」という形で否決されたにもかかわらず、今回の法定協再設置は、民意をあまりに軽んじるものである。市民を二分することなく、大阪の強みを活かし、住民サービスに影響がないよう丁寧かつ真摯に公平公正な協議に努めること。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化(★)

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(回答)

事業系ごみにつきましては、多量排出者から計画書の提出を受け、排出抑制、適正処理等について指導を行っているところです。

家庭系ごみにつきましては、平成25年4月から一部従量制による普通（可燃）ごみの有料化を実施し、ごみ排出量の削減に取り組んでおります。

また、平成28年4月から、「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始し、平成29年4月から、資源ごみとして回収している「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の回収日を増やし、廃棄物をリサイクルできる環境づくりに取り組んでおります。

再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会形成のさらなる推進に努めてまいります。

<継続>

(2) 食品ロス削減対策の推進 (★)

大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

(回答)

大阪府と連携・協力しながら、食品ロス削減に向けた啓発活動等、食品活用・ロス削減に取り組む予定です。また、情報提供があり次第、周知に努めてまいります。

<補強> [木材利用方針を未策定の市町村のみ要請]

(3) 木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

※木材利用方針を策定済みの市町村(2016年12月末現在)

和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市、阪南市

<補強>

(4) 消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

(回答)

大阪府消費生活センター等と連携を図り、消費者被害防止のため、引き続き啓発等に取組んでまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

※策定済み 28 市町村

〔堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村〕

2017 年度策定予定 11 市町村

〔泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、柏原市、交野市、大阪狭山市、田尻町〕

2018 年度以降の予定 1 市〔吹田市〕

策定時期未定 2 市〔和泉市、摂津市〕

* 大阪市は、住宅土地統計調査結果や区役所への通報データ等により空家の実態を把握
(2017 年 8 月 29 日現在)

(回答)

特定空き家等の取組みにつきましては、周辺住民より苦情等がありました場合、現地確認を行い、所有者へ文書並び現況写真を添付し適正管理を促しています。

空家対策計画につきましては、平成 30 年度に策定する予定です。

<補強>

(2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声

が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

(回答)

交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」の趣旨を踏まえ、本市の交通計画等全般について検討を進めてまいります。

<継続>

(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

(回答)

本市では、エレベーター等を整備する鉄道事業者等に対し、高石市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱により財政支援を行っており、平成 28 年度に JR 東羽衣駅において実施されたバリアフリー化工事に対しても同要綱により財政支援を行ってまいりました。

今後も鉄道事業者等と連携して、バリアフリー化や安全対策の充実を図ってまいります。

<継続>

(4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車に関係する事故は年間 1 万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

(回答)

現在、南海中央線、新村北線に自転車通行空間が設置されております。今後も交通状況等を考慮し、可能な路線への設置を検討してまいります。

また、警察、交通安全協会と協同し、公民館や学校等において交通安全教室を実施するとともに、駅や商業施設周辺での啓発活動を実施しております。今後も自転車のルールとマナーの向上を目指し、取組みを継続してまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底 (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した避難行動「避難行動要支

援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

(回答)

平時から、防災シンポジウムやまちづくり勉強会、各自主防災組織主催の防災訓練に参加するなど、大小に関わらず市民に対する啓発活動を実施し、周知しているところです。

本市においては、11月に高石市地震・津波総合避難訓練を行い、市民や学生、多様な事業者、関係者を巻き込み、地域ぐるみで訓練を実施しております。また、自主防災組織を対象に、避難所運営訓練を視野に入れた避難所運営マニュアルの作成を進めており、自助への取組みを後押ししてまいります。

避難行動要支援者名簿につきましては、福祉部門と危機管理部門が協力、連携し活用や体制の整備を行ってまいります。

<継続>

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

(回答)

市内に存在する主な河川は大阪府管理河川であるため、大阪府と連携してソフト・ハードの両面において治水対策を実施しております。

災害時における情報提供については、エリアメールや防災行政無線など、多様な手段によって広報に努めるとともに、自主防災組織に対する勉強会などを通して啓発を実施しております。

<継続>

(7) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

(回答)

大阪府警察と連携し、広報誌への啓発記事を掲載するなど防犯対策を行っております。

7. 泉州地区 独自要請

【高石市】

<継続>

(1) 地域振興策について

市内、特に臨海部在勤者は、周辺地域の在住者が多いのが現状であるが、在勤者からは市内で働いて生活し、住宅の確保を求める声が少なくない。そういった観点から、住宅誘致や購入時の優遇などをお願いし、固定資産税の軽減などが開始されたが、広く知られていないのが現状です。引き続きの情報発信の展開とその他の優遇処置の検討をおこなうこと。

(回答)

高石市在勤者の定住促進に係る固定資産税の軽減事業に関する制度につきまして、臨海企業に対しては、泉北工業団地協同組合の協力を得て各企業に周知を行っています。また、市民には、市のホームページ並びに、固定資産税の納付書にチラシを同封して情報発信を行っています。さらに、不動産業者や開発業者には、購入者に軽減事業の制度説明を依頼し実施していただいているところです。

<継続>

(2) 安心安全な街づくりについて

市内の道路について、グリーンゾーンや自転車走行ゾーンが充実しており、利用者も多く見受けられる。また、児童通学路については、通学路マークの塗付など安全対策が設けられているが、その他の道路やグリーンゾーンなどが確保できていない道路について、更なる交通安全対策を検討すること。

(回答)

通学児童をはじめ歩行者の多い道路には、路側帯のグリーン着色で自動車の運転者に注意喚起しております。この他、交差点内のベンガラ色塗装や看板の設置等で、今後とも更なる交通安全対策を警察や教育委員会と協同し、施工してまいります。